

「質問通告について教えてください。文書で提出するのでしょうか？」

平成 30 年 12 月 5 日

●政治のド素人さんからの質問

西田先生、初めまして。質問通告について教えてください。文書で提出するのでしょうか？書式は決まっていますか？なにぶん素人なので下らない事を聞くとお思いでしょうが、御海容ください。よろしくお願いします。

●西田昌司の答え

質問通告は文書で提出しますし、それで質問通告をしたことにはなりますが、本当に相手を問い質すのであればそれだけでは足りません。

私は民主党政権下の野党時代に随分と厳しく民主党政権を追及してきました。民主党は前原外務大臣の外国人献金をはじめとする多くの政治とカネの問題を抱えていましたし、私は前原外務大臣を追及して外相辞任にまで追い込みましたが、あの時に私は徹底的に調べ上げています。

私は事前に事務方と話をしていますし、彼らに問い合わせたらどのように答えるかを探っています。「外国人からおカネをもらったら政治資金規正法違反だよな？」と事務方に尋ねると、彼らから「そうです」と答えが返ってきましたし、さらには、政治資金規正法違反が確定すると公民権停止となって議員を辞職しなければならないことも聞き出しています。このように事前に個別具体的な内容を事細かく聞いた上で、どのように相手を追い詰めるかのシミュレーションをしっかりとしておくのです。後は国会にてその通りに相手に畳み掛けていけば、相手は逃げようもなくなります。「質問」とは物事を「問い質す」ことに他なりませんし、そのためには事務方を上手く使っ

て責任の所在を政治家に問い質すべきなのです。

ところが、今の野党の先生方の質問の多くは事前の準備もなしに一般的で漠然とした質問をするものですから、答える大臣の側も質問の意図がよくわかりませんし、答えに窮することもしばしばです。するとそこにつけ込んで大臣をさらし者にするのですが、これは非常に品位に欠けるやり方ですし、本当に問い質したいのであればもっと具体的な質問通告をしなければなりません。わざと答えに窮するような質問をして大臣の知識不足をあぶり出そうなどといった姑息なことは止めて、政治家としての見識を問い質すべきなのです。卑怯な戦法で大臣を責めれば質問者は大臣を懲らしめているように見えるかもしれませんが、結局は質問者の人格が問われることになるのです。私は野党時代にそのような質問は一切していませんし、もちろん与党となった今でも変わりありません。

質問通告の提出期限は前日の夕方5時までとなっていますし、私はこれまできっちりと守ってきましたが、この期限を守らずにひどい場合は夜中の12時を回ってから提出する野党の先生もいます。役人は質問通告に対する答弁書を書かなければなりません。何時提出されるかわからない質問通告を待ち続けた挙句に徹夜で答弁書を書かされていたりします。おまけに、やっと出てきた質問通告が「財政一般についてどう思うか」といった拍子抜けな内容であったりするのですが、これではまともな答弁書など書けるはずもありません。

提出期限をきちんと守った上で、大臣の見識や姿勢をしっかりと問う質問通告をすべきだと思います。

反訳：ウッキーさん

Copyright：週刊西田 <http://www.shukannishida.jp>